

第30回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成21年11月14日（土）

13：15～15：25

場所：アスパム4階 十和田

司会： 本日は、皆様、貴重なお時間を割いていただきまして御出席いただき、ありがとうございます。

そろそろ定刻となります。委員の皆様もお揃いのようにございますので、第30回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

まず、最初に、お手元の資料を御確認下さい。本日の資料でございますが、まず事前に送付させていただきましたものとして、次第、それから資料1から資料6の6つの資料でございます。これに加えまして、本日の出席者名簿と席図を追加で配布しております。御確認いただきまして、不足等ございましたら係の者に申し付けいただくようお願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして環境生活部長より御挨拶申し上げます。

環境生活部長： 本日はお忙しい中、本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

去る10月1日に、不法投棄現場から青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社に向かう運搬車両が、青森市内におきまして乗用車に追突し、3名が負傷するという事故が発生いたしました。事故に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、関係各位に御心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、事故の詳細につきましては、後ほど御報告させていただきますが、県としては廃棄物の運搬に伴う交通安全対策を徹底するなど、引き続き県民の皆様の安全と安心を第一義に撤去作業を進めて参ります。

本日の協議会では、処理施設の確保状況や地山の確認結果などにつきまして御報告いたしますほか、不法投棄現場の環境再生計画（案）について御協議いただく予定でございます。

どうか、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げます御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

司会 : 次に議事ということになるのですが、議事に入ります前に今回の委員改選後に初めての出席となります委員の方が1名おられますので御紹介させていただきますと思います。

公募委員で、青森市在住の藤川あきつ委員でございます。

藤川委員 : 青森市に住んでおります藤川あきつと申します。前回欠席をしまして申し訳ございませんでした。私は、約4年間三戸町に住んでいたことがあり、その際に田子町の方々には大変お世話になりましたので、今回公募に申し込みさせていただきました。どうかよろしく申し上げます。

司会 : どうもありがとうございます。

それでは早速議事に移らせていただきますが、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、この後は古市会長に会議の議長をお願いいたします。お手数ですが、議長席の方にお移りいただきまして、議事の進行方、よろしく願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。役目柄、座長を務めさせていただきます北海道大学の古市でございます。

先ほど名古屋部長の方から10月1日の事故のお話がありました。不幸なことで、今後、こういうことを無くし、安全・安心を目指して引き続き頑張っていきたいということをおっしゃっていただきました。

事故という意味では、首都圏の廃棄物を青森に持って来て不法投棄されたという意味では、被害者であるという意味では同じだろうと思うんですね。そういう意味で、こういう被害が起こった時に、被害を受けて、元に戻して、何も無かったよという形で終わるのか、それとも、こういうようなことは、もう二度と起こしてはダメだよという思いを新たにしておそらくの手立てを講じるのか、これは随分違うと思うんですね。

当然ながら、元に戻すというのは当然のことだと思います。しかし、それを何らかの形で経験として、知識として、知恵として、やはり世の中に発信していくべきだろうと思います。

不法投棄を事故だとすると、本人のためでなく、それは多くの他の人に対してもそうなんですね。これは田子町だけでなく、青森県だけでなく、やはり全日本に役立つようなことを発信すべきである。前回では全世界ということをおっしゃっていた委員もおられましたけれども、そのぐらいのことが必要ではないかと思います。

というのは、これはあまり言いたくはないのですけれども、全国から、ある

意味で補助という助成をいただいたわけですね。これはある意味で、やっぱり何らかの恩返しをするのが当然ではないかなと私は考えます。

ということで、要するに単なる現場からのメッセージを発信するということだけでなく、地元がある意味で地域振興をしまして、こんなに元気になって、こんなことができるよということを、やっぱりそういうことも全日本に発信すべきではないかと思うんですね。

ですから、そういうような計画の素案をこれまで2回協議してまいりました。

素案が、今日は計画案になっております。それを今日の協議会の中で一生懸命議論したいと思います。

この計画案が、次にパブリックコメントを踏まえて策定に至るわけなんですけれども、環境再生というのは、この計画が出来たとしてもこれは始まりであるわけで、これで終わりじゃないんですね。ですから、環境再生の始まりであるということや皆の英知を傾けてこういうものを策定したんだということを世の中に発信すべきだとも思います。

ということで、今日の2時間弱の議論ですけれども、皆さん、一生懸命議論をしたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では、座って進めさせていただきます。

では、さっそくではございますが、報告事項と協議事項とございます。最初に報告事項をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、報告事項1の廃棄物の撤去実績について、これにつきまして資料1で御説明をよろしく申し上げます。

事務局 : それでは資料1「廃棄物の撤去実績について」を御覧下さい。平成21年11月6日現在の実績を掲げてございます。

前回は9月の途中まででございましたので、今回は9月分から御報告いたします。9月分につきましては、作業日数19日、台数1,359台、16,298.33トンを撤去いたしました。10月分につきましては、19日、1,500台、17,964.09トン、11月分につきましては6日までの4日間でございますけれども、3,607.23トンとなっています。21年度実績としては、141,236.45トン、埋立処理は内、49.9%となっており、累計では446,395.9トンとなっております。

下の左の表を御覧下さい。前回も申し上げましたが、6月、7月が今年度、今のところのピークでございまして、22日と作業日数も多かったこと、かつ7つの処理施設ではほぼ定期修理などがなく、運搬車両が既定の台数ではほぼフルに運搬した結果でございました。8月は夏休みを平日に4日間とったこと、それから八戸セメントが8月13日から、三菱マテリアルが8月24日から定期修理のため休止となっておりまして、撤去量が落ち込んでおりました。9月につき

ましても、八戸セメントが引き続き全休しておりますし、三菱マテリアルも 9 月 18 日まで休止でございました。それから奥羽クリーンテクノロジーも 9 月 14 日から 18 日まで定期点検で休止いたしました。

一方、ウイズウェイストジャパンが今年度 32 台で始めておりましたけれども、9 月 7 日から昨年度と同様の 34 台に増車いたしましたし、また三菱マテリアルも当初 6 台で始まりましてけれども、9 月 24 日から予定通り 7 台に増車しております。そういうことで、埋立用の台数が増加して、休止も少ないこと。焼却系は逆に定期修理などがあるということで、御覧いただけますように埋立の量なり割合が最近少し高くなってきております。

10 月につきましては、8 日と 9 日、台風 18 号の影響で運搬を休止しております。また、後ほど資料 2 で御説明いたしますけれども、先ほど部長からも御説明がありましたように、青森 R E R への運搬車両による人身事故の関係で、10 日間の運搬処理委託の停止をしております。

その他、しばらく休止しておりました八戸セメントが 10 月 23 日から本格的な運搬再開を予定しておりました。しかし、その 10 月 23 日に、テレビ・新聞等でもニュースになりましたけれども、23 日の 10 時 13 分頃ということでしたけれども、石炭の乾燥粉碎設備で爆発事故がありました。

幸い、人的被害はなく、周辺への物的被害も無かったようでありますが、これまで警察・消防・労働基準監督署等と対応を協議しており、今後、これらの監督官庁等から了解が得られれば県に報告がなされることとなっております。県ではそれを受けて再開を判断することになるというふうに考えております。

以上のような状況でありまして、下の右の表を御覧下さい、今年度処理計画の 194,000 トンに対する進捗率は 72.8%となっております。

なお、今年度第 1 回目でございましたけれども、4 月の協議会におきまして処理施設の確保状況というのを説明してございます。その中で年間ベースでの処理能力は、200,000 トン余であると御報告しているところですが、県としましては今年度、これまでの撤去の進捗率が順調に推移していることから、これまで確保した処理施設の受入能力を勘案いたしまして、可能な限り前倒しの廃棄物の撤去を進めたいというふうに考えてございます。もちろん、今後の現場や廃棄物の状況、それから処理施設や天候の状況など、いろいろな要素もございますけれども、今年度末までに 220,000 トン程度の撤去が出来るのではないかと見込んでおります。

資料 1 については以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。
撤去実績につきまして、何か御質問等は、ございますでしょうか。
よろしゅうございますか。
よろしいですか、はい、ありがとうございました。
では次に移りたいと思います。それでは廃棄物運搬車両の交通事故について、資料2に基づいて御報告を、よろしくお願いします。

事務局： 引き続きまして、資料2「廃棄物運搬車両の交通事故について」でございます。

まず1の交通事故の経緯でございますけれども、10月1日14時30分頃でございますけれども、不法投棄現場からRERに向かう途中、国道7号環状線の青森市筒井八ツ橋交差点、ちょうどその交差点に青森消防署の筒井分署というのがございます。そこからちょうど県境の運搬車両が通行しようとしていた際に救急車が出動したそうでございます。それで、運搬車両の前を走っている車はその救急車を優先させるために停車したところに運搬車両が追突し、その追突された乗用車が押し出されて、さらに前方の軽自動車に衝突した結果、乗用車及び軽自動車運転手等を負傷させたという事故でございます。

乗用車の運転手は男性会社員でございますが、むち打ち症で約2ヶ月、軽自動車の運転手及び同乗者1名、これは母子、母親と娘さんですけれども、それぞれ軽度のむち打ち症で約2週間、通院による治療を要すると診断されてございます。

なお、今現在においては、子どもの方は完治したということでございますけれども、会社員及び母親の方は現在も通院中ということでございます。

事故に伴う廃棄物の飛散流出はございませんでした。

2の県の対応のところでございますけれども、事故発生の連絡を受けまして、その際、当然事業者には現場に急行して事故処理をするように指示したわけですが、当室においても直ちに事故現場に職員を2名派遣しまして事故の状況把握に努めたところでございます。

また、当該企業体全ての運搬会社の3社に対しまして当日中に緊急の安全教育を実施させております。

次の日、2日に処分業者、運搬業者、現場工事業者などが参集する工程会議におきまして、今回の事故の内容を説明しまして、各JV等におきまして安全運転の徹底を図るよう指示したところでございます。

5日には県境産廃の運搬・処分を委託している全ての共同企業体の代表者に対しまして、交通安全の徹底と安全教育を実施するよう指示する通知を出しております。

続きまして、5日から6日にかけて当該企業体の運搬車両に対しまして抜き打ちによる臨時の追走を実施いたしております。結果につきましては、特に問題はございませんでした。

次に、当該運搬車両につきまして、10月8日にそのJVから事故報告がございまして、事故発生時に前方不注意や車間距離が不十分だったという報告がございました。ということで、交通関係法規を順守してなかったということで、10月8日付けで翌日の10月9日から10日間、運搬・処分の委託業務を停止するという通知をしております。

その後、16日付けでございましたが、当該企業体から停止期間中に再度安全教育を実施し、事故の再発防止策などを強化した旨の報告がなされたということで、安全対策を十分に講じるよう指示した上で、19日月曜日から搬出を再開させてございます。

資料2につきましては以上です。

古市会長： はい、ありがとうございます。

いかがでございましょうか。事故の背景及びその後の対応について御説明いただきましたが、何か御意見等、ございますか。

よろしゅうございますか。

どんな場合でも、追突という場合は前方不注意、車間距離が不十分というのは、間違いないことですので、これから気をつけてやっていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは次に移ります。処理施設の確保状況につきまして、資料3でございします。よろしく申し上げます。

事務局： 処理施設の確保状況について御報告をいたします。

今回はコンクリートくずのリサイクルということで、現場の選別工程から出る100mm以上のコンクリートくずについては、洗浄した上で場内保管しておりましたが、保管数量が一定量に達しましたことから、十和田市の有限会社大昇運輸に破碎処理を委託いたしました。破碎後は再生砕石としてリサイクルされることになっております。

契約日ですけれども、10月13日、契約方法は随意契約ということで、必要な許可を有する事業者10社から見積書を聴取し、最低価格を見積もった大昇運輸を契約の相手方といたしました。契約金額は1トン当たり1,575円となっております。

下の方に写真がありますけれども、この分につきましては一昨日12日と昨日13日、計3台で搬出を完了してございまして、撤去量は17トン余となっております。

ます。

今年度は、今後随時搬出することになりますが、処理予定量は約 200 トンを見込んでおります。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。撤去中に出てきたコンクリートくずですね。

これにつきましては再生砕石としてリサイクルするというところでございます。いかがでしょうか、何か御質問等ございますか。

よろしゅうございますか。

ちょっと御参考のために、運ぶ手間賃とか、洗浄するだとか、砕石するだとか、非常にそういうコストの方が高いと思うんですけどもね。これ、再生砕石というのを買った場合、1 トン当たりいくらぐらいするものなんですか。

事務局： 1 m³あたりですが、3 千円から 4 千円では。

古市会長： そうですか、分かりました。ちょっと参考までにお聞きしただけで、ありがとうございました。

では最後の報告事項でございますが、地山の確認結果についてです。資料 4 で御説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは第 2 回の地山確認結果について御報告いたします。資料 4 でございます。

6 月 20 日に第 1 回目ということで最初の地山確認を実施いたしましたけれども、それに引き続きまして 9 月 28 日に第 2 回目の地山確認を行ったところでございます。

場所については、第 1 回の時は現場南側 F エリアという場所でございますけれども、そこを挟んだ東側と西側の 2 ヶ所でございます。下の方の位置図にございますが、赤く着色した部分でございます。この部分については、面積は約 4,000 m²でございます。9 月 19 日の当協議会で現場視察をいたしましたけれども、その部分も確認直前の状況ということで、見ていただいた場所でございます。

確認方法及び状況でございます。これについては前回と同様でございます、地山の表層、それから試掘のところの内部を目視確認したところでございます。

その結果、廃棄物はないということを確認していただきました。

今回お集まりいただいた方々は、報道陣を含めて 11 名に御参加をいただいて

確認をしてございます。

今後の予定でございます。現在、マニュアルに基づきまして地山の土壌を分析しているところございまして、その結果については今月中に判明する予定になっております。結果については公表いたします。

また、分析結果、汚染が確認された場合については、マニュアルに基づきまして撤去することとしております。

今後も同様に、廃棄物の撤去の状況に応じまして、地山確認を実施していくこととしております。

参考までに、次のページに地山の確認状況を添付してございます。写真一番上は東側の全景の写真でございます。ちょっと見づらいですけども、起伏と言いますか、穴状がありまして、これについては廃棄物を投棄する際のつぼ堀の跡というふうに考えてございます。

また、その下の写真は、右側の方がこの東側の方の確認状況、皆さんに確認していただいている状況です。その左側は反対の方の西側の方の全景でございます。その下の部分が西側の方の試掘の状況の写真ございまして、試掘の内部の方が右側の方の写真になっております。

前回の、当協議会で現場視察したところはこの a のところの部分を実地で見ていただいた場所でございます。それから、その下の方については、東側の方の確認状況ということで、それから試掘もしているところでございます。その右側の方については深さ 2 m ですけども、試掘した結果ございまして、いずれも試掘した場所については廃棄物はなかったという状況でございます。

資料 4 についての地山確認結果の御報告は以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでしょうか。2 回目の地山の確認作業をしていただいたということですね。その分析結果については、今月中というのは、いつ頃になりますか。

事務局： 今日が 11 月 14 日ですので、間もなく 20 日までには結果が出るのではないかなど。

古市会長： そうですか、あと 1 週間ほどですね。

事務局： はい。

古市会長： いかがでございましょうか。
よろしいですか。

これ、ご苦労様でした。上の方の写真を見るとお天気がいいのに、下になると傘をさしているくらいだから、雨が降ってきたんですかね。ご苦労様でした。

そうしましたら、以上で報告事項は全て終わりました。

次、今日のメインイベントということになりますけれども、協議事項でございます。環境再生計画素案が案として、県庁内の関係部局で組織する県境再生対策推進本部幹事会というところで、御協議いただいて、計画案という形で、今日提出したということでございます。

ですから、まず、どういう経緯でどういうまとめ方をされたかというお話をお聞きした上で、また委員の皆様方から御意見を頂戴するというにしたいと思えます。

それではよろしく申し上げます。資料5でございますね。

事務局 : それでは、資料5「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画（案）」について御説明いたします。

この計画案の策定に当たっては、ただ今、会長からお話がありましたように前々回の協議会で素案という形で提示いたしました。その内容について前々回、前回、2回にわたって御意見をいただきました。併せて、それらを踏まえ、担当室として整理した内容について、県庁内の組織であります県境再生対策推進本部幹事会で協議の上、本日計画案として示しているものであります。

その経緯ということで、その幹事会の状況等もございしますが、それは計画案をひととおり説明した後に御紹介したいと思えます。

表紙をめくっていただきまして、裏になります。計画の全体構成についてです。これについては前回の協議会で計画の構成案ということで示しておりまして、ほぼそれに沿った形としております。

1. 計画の策定にあたって、2. 計画の位置付け等、3. 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容、(1) 環境再生の方向性等の整理、(2) 協議会からの提言、4として施策内容、(1) 自然再生、(2) 地域の振興、(3) 情報発信、それから環境再生の現場イメージ図というものを添付しております。それから、5. 実施スケジュール概要、あと参考資料となっております。

以下、内容の説明に入りたいと思えます。

まず1ページ、1. 計画の策定にあたってです。計画を策定することの経緯、目的といったものについてですが、本文を読み上げる形にいたします。

本県田子町と岩手県二戸市にまたがる青森・岩手県境不法投棄事案について、本県は現場の原状回復に当たって、馬淵川水系の環境保全のため汚染拡散の防止を最優先とし、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針を

決定した。

現在、この原状回復方針を基に、産廃特措法（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）の期限である平成 24 年度までの原状回復事業完了に向けて、計画的に撤去作業を進めており、今後、標高の高いエリアから順次廃棄物の撤去が完了し、地山（廃棄物撤去後に露出する自然地盤の土壌）が露出してくる見込みである。

このため、撤去作業と併行して跡地の取扱い方策を検討し、その内容を踏まえ、原状回復事業を効率的に進めるとともに、汚染がないことが確認された地山について跡地に関する事業が円滑に実施されるよう、全体の事業を一体で捉え進めていくことが重要である。

また、本事案は、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上で多くの課題を提供し、その解決に向けて広く関係者の努力が重ねられ、貴重な教訓、経験、知恵、技術が蓄積されてきた。

これらを踏まえ、現場跡地の取扱い方策をはじめ、これらの貴重な経験等を活かし、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせはならないとのメッセージへとつなげるための取組み等について「青森・岩手県境不法投棄現場・環境再生計画」として策定するものである。

ということです。

次に 2 として計画の位置付け等についてです。3 点あります。

まず、(1) 産廃特措法に基づき実施される原状回復事業終了後の現場跡地の取扱い方策等について、県の自主的な取組みとして策定するものである。(2) 施策内容は、県としての取組みのほか、長期的展望を要するものや幅広い事業主体に期待されるものまで総合的に示すものとする。

(3) 施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。ということです。

この内、(1)、(3) は素案で示した考え方と同様であります、(2) につきましては計画の基本的な枠組ということで、協議会の意見を踏まえた今回の主な見直し部分であります。具体的には後ほど 4 の施策内容に関係する部分になります。その際にまた説明したいと思います。

次は 2 ページです。

3 として県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会における協議内容です。

まず (1) ということで、環境再生の方向性等の整理です。

計画策定にあたっては、県民意向調査、地元田子町からの意見集約、県民ワークショップ、全国からの提案募集等を実施し、これらの結果を基に「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」において協議し、協議会からの提言を踏まえ策定するものとした。協議会では具体的な施策の検討に先立って、環境再

生をどのような視点で検討し、どのような方向性があるのか等について、全国からの提案募集等の結果を踏まえ整理のうえ協議を行った。ということで、上のアンケート、提案募集等の実施から始まり、環境再生の方向性の整理、それから協議方法の整理まで、協議の経過とその主な内容について1ページにまとめたものです。

これは前回の協議会でもお示しした内容で、中身は省略いたしますが、改めて繰り返しの確認としては、その真ん中の環境再生の方向性の整理として、1. 市民参加による自然（森林）再生、2. 地域の振興、3. 教訓等の継承・発信（教育・文化活動）ということが整理されてございます。

なお、このアンケート、提案募集等の関係資料については、計画の参考資料として添付しております。

それらを受けての協議会提言については次の3ページということになります。
(2) 協議会からの提言です。

協議会では、全国からの提案募集の中から選定された5つの提案について、提案の要素毎に評価を行うとともに、それらを基にした協議結果を付帯意見としてまとめ、県に対する提言とした。ということで、これも繰り返し出ている資料でございますので詳細は省略をいたしますが、3つの方向性に沿った提案の要素毎の評価結果の評点と右側に付帯意見という内容です。

なお、下に各選定提案の概要とありますが、これについても協議会におけるプレゼンテーション資料の形で参考資料として添付しております。

続いて4ページです。4. 施策内容です。この施策内容については、素案においては県としての取組みということで示しておりましたが、今回、大きく2点見直ししており、その基本的な考え方、部分がこのページの記述になります。

1点目は、このページの前段になりますけれども、3つの方向性を束ねる環境再生の基本的な考え方、理念的なものの整理をしたということ。

2点目は、後段になりますが、最初の計画の位置付け等のところでも触れましたけれども、県として具体化に取り組んでいく施策のほか、事業主体や時間軸を幅広く捉え、構想レベルのものも示す計画であるということを明示したということです。それぞれ協議会からの意見を踏まえ、検討の結果、見直し、追加したものです。内容については読み上げたいと思います。

4. 施策内容

本事案は、全国最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な県民・国民負担を要することとなった。一方、その過程では、多くの関係者の努力が重ねられ、全国的にも重要な問題となっている不法投棄を考える上での貴重な経験、知恵、技術等が蓄積されてきた。

環境再生の取組みは、不法投棄現場を負（マイナス）の状態から元（ゼロ）

の状態へ復旧するための原状回復事業等で培われてきたこれらの経験等を埋没させることなく、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用すること（プラスの創出）を基本的な考え方とするものである。

そして、そのための施策を3つの方向性（①自然再生、②地域の振興、③情報発信）から展開し、本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげていくものである。

施策の取組みや実現に当たっては、長期的な展望を要するものもあり、また、県単独のみならず、地元田子町、県民・国民（NPO、市民グループ等）、民間企業・団体などとの連携・協力やそれらの主体的な取組みに期待されるものもある。

ここでは、そうした将来の可能性や事業主体を幅広くとらえ、施策の構想として示したうえで、県として具体化に取り組んでいく施策を示すものである。ということです。

これらについては、下に施策の体系概念図ということで簡単に整理しております。その経験、知恵、技術の蓄積、マイナスからゼロの領域にあるそういった蓄積を活用して、プラスの領域でつなげていくと。そのための施策の展開という構造です。

そうしたことを受けて、以下、それぞれの方向性についての施策内容です。5ページからになります。

まず（1）自然再生です。次の（2）、（3）も同様ですが、カッコで括弧していますように施策の構想ということと、それからそれを受けての県としての取組みということ、二段構成になっております。

まず（1）自然再生です。施策の構想として、

現場跡地は、不法投棄により失われた恵み豊かな大地への思いを馳せながら、緑あふれる豊かな自然環境の再生をめざすものとする。

再生は、本事案に関する現世代の経験等を次に続く世代につなげていく願いを込めた新たな環境創造活動として位置付け、地元住民、県民等が一体となって現場跡地にその第一歩を記しながら、自然の自律的な再生力に委ね、再生された現場を将来に引き継いでいくものとする。ということです。

内容としては植樹による森林域整備、市民参加等による植樹活動、再生現場を含む体験型学習・観光などへの展開ということです。

その中で、県としての取組みということになりますが、植樹による森林域整備としては、周辺自然林と調和のとれた広葉樹（ブナ、ミズナラ等）の植林。それから市民参加等による植樹活動としては、地元・近隣の小中学生等による植樹祭、一般県民等による植樹祭、さらには民間企業との連携による植樹活動といったようなことです。それから再生現場を含む体験型学習・観光などへの

展開については、植樹活動といったものに事案学習、あるいは周辺観光等を組み込んだ体験メニューの提供。県としてはこういうことに取り組んでいきたいということです。

次が6ページ目、(2)地域の振興です。施策の構想として、現場跡地は、植樹による森林域整備のほか、地域社会のニーズや現場の自然条件、地理的条件、インフラ条件等を踏まえながら、ハード、ソフト両面での有効活用による地域の振興につなげていくことが考えられる。

ハード面では、地域特性を活かした再生エネルギー施設の展開などが考えられる。

ソフト面では、現場からの環境再生のメッセージの発信や新たな地域づくりへの活用の観点から各種イベントの開催等が考えられる。ということです。

再掲という形にもなりますが、再生エネルギー施設、あるいは各種イベント、これは環境イベント、文化イベント等の開催ということです。

その中で県としての取組みということですが、そういった跡地の活用、ハード、ソフトについての部局横断的な検討をしていくということで、具体的には全国公募提案者への事業化の働きかけでありますとか、あと民間企業・団体等への情報提供ということに取り組んでいくということです。そうしたうえで、県以外の実施主体における跡地の活用、ハード、ソフト両面での促進というふうに位置付けております。

それから7ページ目、(3)情報発信についてです。施策の構想としては、原状回復事業について、事業の状況の積極的かつ継続的な公開に取り組んで来た経緯を踏まえ、原状回復事業終了後においても、これらの経験、資料や新たな環境再生の取組み等について、貴重な財産として次に続く世代に引き継ぎ、また国内外で活用するため、積極的に情報発信することとし、廃棄物の適正処理や持続可能社会形成へのメッセージとしていくものとする。

構想の内容としては、資料の展示・公開、アーカイブの整備・公開、学校教育への活用、一般市民への啓発行事、例えばイベント、シンポジウム、現場見学会等の開催、それから民間企業・団体、一般市民等による基金の造成、市民参加等による植樹活動、これは再掲でございます。それから各種イベントの開催、これも再掲ということでございます。

その中で県としての取組みということですが、浸出水処理施設を活用した資料展示・公開、これは原則として施設稼働期間内とするということで考えております。内容としてはパネル、廃棄物のサンプル等ということ。それから、事業継承等の機能を有する案内板の現場への設置、それからアーカイブの整備・公開、これは原状回復の記録、あるいは環境再生の取組み、全国の関連事案・研究成果等を内容とする。あとは、学校教育への活用、それから再掲でございます。

ますが市民参加等による植樹活動、こういったことに取り組んでいきたいと考えております。

施策内容については以上です。

それから8ページが環境再生の現場イメージ図です。あくまでこれはイメージということで示す趣旨のものですが、ゾーニングとして植樹ゾーン、活用ゾーン、それから現場一角への事案継承等の案内板の設置、それから下の方ですが水処理施設での資料展示ということです。

9ページです。5. 実施スケジュール概要です。ここでは4の施策内容のうち、県としての取組みに関係する主な施策内容の実施スケジュールを示すものとしております。このスケジュールについては7月の協議会で素案を提示した際にも、水処理施設の稼働の関係で、本計画では事業年度の明示は難しいという点について説明しておりましたが、改めてこのなお書き以下になりますけれども、現場は平成24年度の原状回復事業終了後も水質が安定したことを確認するため、一定期間、水処理施設の稼働を要することが見込まれております。環境再生事業の着手時期等は、この水処理施設の稼働状況と連動することになります。現時点で当該施設の稼働期間は未定であるということで、概ねのスケジュールとして示すということになります。

下の図ですが、それぞれ点線はその準備期間、実線が実施期間としております。植樹については、今後の原状回復事業の進捗と合わせて地形、そういったものの精査などを踏まえて植樹エリアの検討等の準備を当然しながらも植樹そのものの実施は基本的には現場の水質の安定が確認されて、施設の稼働が終了してからの取り掛かりになるものと思われま。

それから、土地活用の検討については、先ほどありましたように、情報提供等は継続的に行っていくと。それから、事案継承の案内板については、水処理施設の稼働が終了して、資料展示が終了することを受けてからの設置とする。その水処理施設での資料展示については、水処理施設稼働終了までということですが、ここでは平成24年度からの実践になっております。

きっかりそうなるかどうかということは未定ですが、平成25年度からということに必ずしもこだわることなく、いろんな検討のうえで早めることができればそれに対応したいということで考えております。それから、アーカイブは現在のホームページをベースに準備を行いながら、平成25年度から実施を予定しております。

いずれにしても計画の位置付けにもあるとおり、このスケジュールといった面についても具体化にあたっての詳細は別途検討していきたいと考えております。

以下、めくっていただきますと参考資料ということで、ページ番号が改めて

になりますが、一式、計画と一体のものとしております。先ほど説明しましたが、アンケート、提案募集等に関係するものとして①～⑨まで、それから⑩として施策内容を検討するにあたっての協議会の各委員からの意見ということで、これは前回の協議会にあたって各委員から書面で提出いただいた意見の概要です。

⑪が前回協議会の環境再生計画に関連する部分の議事録の概要、⑫が当協議会の設置要領、⑬がこの環境再生に関する提案・審査部会を設けておりましたので、その設置要領となっております。

資料の計画案については以上ですが、冒頭に触れましたように、この計画案は県庁内の県境再生対策推進本部幹事会で協議のうえ策定しております。幹事会は11月4日に開催いたしました。内容については原案どおり承認されたものですけれども、何点か質問等が出されましたが、要約して御紹介します。

県の取組みとして掲げられている項目について、その具体的な内容の検討状況といったものについての質問、さらには関係部局との連携の必要性の意見といったものが出されまして、県境再生対策室としては、今後検討していくことを計画の位置付けの中で説明をしたうえで、関係部局からの情報提供、あるいは助言等、今後の協力体制を依頼したところであります。

計画案については以上ですが、最後に、本日お手元にお配りしておりましたが、今回欠席の福士委員から会長宛に、計画案に対する意見ということで書面が提出されております。これについて事務局から代読いたします。平成21年10月29日、原状回復対策推進協議会会長古市徹殿、原状回復対策推進協議会委員福士憲一。

青森・岩手県境不法投棄現場環境再生計画（案）に対する意見

11月14日協議会当日は、大学業務（推薦入試）のため出席できません。つきましては、下記のように文書にて意見を提出しますので、よろしくお取り扱いのほど、お願いいたします。

1. 情報発信の浸出水処理施設を活用した資料展示公開について

原則として施設稼働期間内とするのではなく、半永久の展示公開としていただきたい。前にも述べたように、本事案の知名度、教訓と情報の発信価値、負の遺産を乗り越える地域振興の必要性などを考えると、現地に展示館を設置して半永久的に公開すべきと考える。

ただ、一方、運営や維持管理については、未来永劫、青森県が主体となることは困難だと考えられる。地元自治体、あるいは団体等（場合によっては二戸地域も含めて）が地域振興の核のひとつとして展示館を捉え、より良い活用方法を検討しつつ、青森県から移譲を受けるべきものとする。

なお、展示館のみならず植林等の整備を行う跡地についても青森県からの移

譲を受けることも視野に入れるべきである。

2. その他

原状回復が終了した際には、青森県による回復宣言がなされるものと思われる。この宣言には問題の経緯や回復事業の概要のみならず環境再生にも取り組んだ旨の記載が必要である。この記載内容こそ本環境再生計画の策定の位置付けや基本的な考え方を簡潔に表すものとなるべきである。青森県におかれては、後世に残る名文を作成して、この宣言を展示館やモニュメントに掲示していただきたい。

以上、代読でした。説明としては以上です。

古市会長： はい、ありがとうございます。

委員の皆様、資料5につきましては事前に配布していただきますよね。ですから、御一読いただいていることと思います。また、今、事務局からも丁寧に説明していただきましたので、多分、書いてあることは分かっていると思うんですけども、その背後のことについて、いろいろ御質問いただければと思います。

かなり読みやすくなって、分かりやすくなったんじゃないかなと思います。

それで、あと1時間ぐらいございます。どこからというと散漫になりますので順番に御意見をいただくようにしたいと思います。

その前に、私ちょっと聞き漏らしたので、11月4日に開催されました県境再生対策推進本部の幹事会でのいくつか御質問があったということですけども、この主なものをもう一度言っていただけませんか。どういう質問があったのですか。

事務局： 県の取組み状況についての質問がありました。

その中で具体的な検討状況が方針レベルで書いてあるものですから、担当室として具体的な検討に入っているのか。例えば、植林・植樹による森林域整備といった場合に、実際に国庫補助とかいろんな制度がありますし、あとは関係団体との植樹祭とかになればいろんな調整が出てくるでしょうと。その辺の検討状況はいかがですかというような質問がありました。

古市会長： なるほど。県としての取組みの部分は、具体的な見通しはどうかと、何らかのアクション等を準備されていますかと、そういうようなことですね。このぐらいですか。

山田室長： 私の方から、ちょっと具体的な中身についてお話をしたいと思います。

これは林政部門からですけれども、植樹について、国庫補助とかの制度があるが、そういった国庫補助の導入とか、関係団体との調整、そういったところまで話は進んでいるのかという御質問がございました。

これにつきましては、現時点では、そこまでの具体的な検討は今までのところまでです。そういった制度面なり、関係団体なり、そういった情報の提供や助言を今後お願いをするということにしております。

それから観光部門でございますけれども、県の取組みとして再生現場を含む体験型学習、観光などへの展開ということを掲げてございますけれども、県が主体となって体験型学習、観光に取り組むのかという御質問がございました。

これは県の関わり方としましては、植樹活動に訪れる方々に対する情報提供として考えていますというようにお答えしてございます。

それから、これは農林部門でございますけれども、この計画は何年間を想定しているのかという質問でございます。これは、先ほど計画案の御説明の中でも申し上げましたように、なかなか見通せない部分でございます。基本的には速やかに着手をするということで考えているけれども、具体的に何年度から、あるいは終期が何年度までということは、現時点では明確にお示しすることはできませんという説明をしております。

それから同じく農林部門ですけれども、ややこの計画が具体性に欠けると、抽象的な計画に見えるということで、事業を進めるためにはきちんとした計画が必要ではないかという御意見をいただきました。それに関しては、この計画の位置付けのところでも書いてございますように、具体化にあたっては本計画を基に別途検討していきますということで御理解をいただいております。

古市会長： 以上でよろしいですか。

山田室長： 主な質問応答は以上のとおりでございます。

古市会長： そうですか、ありがとうございます。

皆さん、県の中で施策をどう練り、どう実行していくかということをあまり御存じないだろうと思いますので、ちょっとお聞きしました。

結構いろんな部門からいろいろ御質問が出ており、それなりに県の中で苦労されていることをちょっと知っていただこうと思いました。

それも踏まえながら、御質問いただければと思います。いや、幹事会よりもっときつい質問をしてもいいんですよ。

県の中で苦労しているから質問をしなくてもいいよという意味で申し上げているのではなく、県の内部でもいろんな御質問、種類の違う御質問があるんで

すよということを申し上げたかった。

では、最初の計画の策定にあたっての部分と計画の位置付け等、この1ページの部分についていかがでしょうか、何か御質問等がございますでしょうか。

これは、この計画の基本スタンスだと思うんですね。先ほども説明がありました計画の位置付け等ということで、これは非常に重要だと思うんですね。前は1番と3番だけだったものが、前回の御議論等を踏まえて2番目、要するに長期的展望だとか幅広い事業主体等ですね、総合的に策定する必要があるのではないかという御意見がたくさんありましたので、その部分を反映して一文を入れていただいたということでございます。

いかがでしょうか。

はい、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 計画の位置付けのところの(3)の、先ほども別途検討していくという御説明でございましたが、検討される場所というか、そこら辺がお決まりでしたら。

古市会長： 具体化にあたっては、どこの部局でやられるのですかということですね。いかがでしょうか。

山田室長： この環境再生事業につきましては、当部、環境生活部で検討をします。そしてその検討の場ということになりますと、これは県がその事業をする場合は予算の裏づけが必要でございます。それは予算というのは、毎年度編成する中で具体的な事業の中身について検討をすることになって参ります。

もちろん、関係するその部局から情報提供をいただいたり、協力をいただいたりということは当然出て来ます。

以上でございます。

古市会長： 宇藤さん、いかがですか。分かりましたでしょうか。では澤口委員、お願いします。

澤口委員： 今の件と関連するんですけども、対策室の中で検討をしていくというふうにおっしゃっていましたがけれども、その時期というのは、来年、再来年、24年で、まず一応の事業は終わるわけですね。その前に一応は詰めて、それなりの形で別途協議した結果は出していただけるのでしょうか。

山田室長： この計画に基づいて具体的な事業の中身というのは、24年度末を目途に具体的な中身を全部お示するという事は予定してございません。これは事業が

始まる時期もございますし、当室で検討準備期間というのもございますので、しかるべく速やかに検討をしたいとは思っておりますけれども、いろいろな条件がございますので、事業実施が可能となったものについては、できるだけ早く検討をしていきたいと考えています。

澤口委員： 分かりますけれども、私が言いたいのは、この対策室自体の組織が今後もずっと継続して、その事業を速やかに作ったうえでやって下さるのかどうなのかということなんですよね。その辺はまだ見通しが立たないとおっしゃるのかもしれないのですが、私ども、一般の県民はその辺をちょっと心配しているんですけれどもね。

古市会長： 澤口さんの御質問は、県境再生対策室は、これは主要な業務は原状回復ですから、これは24年度までが原状回復ですから、これは必ずあるんです。それは間違いありませんね。それがなくなったら困りますよね。その後、どこが管理するんだろうと。

環境生活部長： 澤口さんの御心配なのは、その原状回復事業が終わった後の検討する場所がどこなのかというお尋ねだと思うんですね。これについては室長が答えたように、環境生活部の中で行っていくということになります。

そこを少し補足いたしますと、県境再生対策室の業務が大きな事業としては24年度で原状回復事業が終わりますが、その後の事務が残りますので、それを引き継ぐところがあるということで、それは環境生活部の中にあるというふうに考えていただいていると思います。

古市会長： それは、原状回復業務や水処理施設でもそうですが、残務整理的なところがあるから、それは環境生活部の中にあるんだという意味は理解できるんですね。

それ以外の環境再生の部分について、どういう形なんでしょうという御質問かなという気がするんですけれども。

環境生活部長： 環境再生も残る業務ということになります。

古市会長： そうですか、環境再生も残るんですね。

他にいかがでございましょうか。

小田委員、お願いします。

小田委員： 今回は、環境再生計画案ですので、これから計画されたものが示され、これが確定していくということだと思えます。

私は、県の方でも前から学校教育への活用ということで関わっている事業で、これこそ学校教育現場では大切な事業だなと思うのは、7月に説明のあった「次世代につなぐ県境再生啓発事業」です。それで、その時も事業費が355万円ほど盛られて、そしてもう既に21年、22年度に実施しているということで、出前授業等を実施しているという事業がありました。

これは、この計画とはまた別個に、独自に進められている事業だと思うんですけど、これも是非含めて、ここに学校教育活用ということが入っていますので、これも取り入れてもいいのではないかなと思います。

これからの次世代の子ども達に、こういう教訓とか、これから二度と起こしてはならないということを啓発していくためにはとっても大切な事業で、もう既に行われていることも是非これに明記して欲しいなと思います。

子ども達が今、現在撤去されている作業現場にも今年度計画されて見学に連れていってくれているようですので、撤去した後よりも、今現在、撤去で苦勞している現場を見るということも、どれほど子ども達に強くそれがメッセージとして心に残ることかということを考えれば、とても意義のあることで、この事業は是非この中にも含めて明記して欲しいなと思っています。

古市会長： いかがでしょうか。

教育啓発部門は、非常に重要だと思うんですね。先ほどの推進本部の幹事会では林産だとか農林部門や観光部門からは、質問があったのですが、教育部門からはいかがでしょうか。

山田室長： 最初に小田委員からの御意見にございましたけれども、次代につなぐ県境再生啓発事業でございますけれども、実はこれは2カ年の事業でございまして、平成21、22年度で終了いたします。

ただ、終了した後についても学校教育として、児童生徒さん達への現場での見学なり、出前授業なりといったものは何らかの形で、これで終わりにしてはいけないというようなことで考えておりまして、予算要求の中で工夫をしていきたいと思っています。

それから幹事会で教育部門から質問ですけれども、学校教育に関する部分につきましては意見はございませんでした。この計画を承認していただいたということでございます。

小田委員： ありがとうございます。前回お示し下さった時も、21年、22年度という計画ではあったんですけど、これをまた是非続けて、学校現場の方に活用していただきたいなと、これは継続してつながっていくようお願いしたいなと思

ます。

古市会長： これは小田委員というか、多分この協議会のメンバーの希望でもあると思う
んです。非常に重要なことです。

計画にも情報発信も掲げていますが、そういう他府県では経験できない、要
するに青森県だから身近なところで経験できる貴重な財産、ある意味では我々
が手に入れた貴重な財産になっているわけですね。

これを活用しない手はないというのが小田委員の御意見だろうと思いますの
で、是非その辺は活かしていただきたいなと思いますね。

事務局： 小田委員の学校教育への活用という意見についてですが、計画案の中の7ペ
ージの(3)の情報発信というところで、施策の構想にも学校教育の活用とい
うことで書いておりましたし、県としての取組みとしても学校教育の活用とい
うことで書いております。

具体的なものは別途検討になりますけれども、考え方としては構想としても、
県としての取組みとしても持っているということで、今までの蓄積をどうやっ
て活かしていくかは、今後の展開になろうかと思います。

一応補足いたします。

古市会長： そうですね、具体的なことは書いてないけれど、県としての取組みに入っ
ていますものね。

他にいかがでございましょうか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： 後のところでお話しようと思ったのですが、今、出させていただきましたので、
今現在、環境出前学習が今年から本格的に県で行っており、3つの内容でN
PO団体の「CROSS」に委託をしてやって、一挙に利用する学校が増えては
いるのです。

今は、低学年用のごみから、高学年の地球温暖化防止の省エネゲームという
ことまでやっているんですが、その3つの内容にプラスして今回のものを加え
てやっていけば、県内の学校がかなり利用していけるのではないだろうか
なと思います。これも要望しておきたいなと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。

取りあえず前に進めましょうか。最後に全体を通して御意見を頂戴したいと

思っています。

それでは次、3番目の県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会、本協議会における協議内容ですね、これについていかがでございましょうか。今、こういうふうにまとめいただいたのを見ますと、随分皆さん頑張ってやられたんだなということがよく分かりますね。非常にシステムティックにやられておられますよね。

いかがでございましょうか。

全体の流れについて、いかがですか。今振り返ってみるとこういう流れでやってきたんですよと。最後の付録にもありますけれども、佐々木先生の方で部会を作って、いろいろ御検討もいただきました。そういうことも反映されてございます。田子町さんからも御意見をいただいているし、ワークショップを開いて、頑張って作業もしていただきました。

ここ2～3年、すごい活動を環境再生に向けてやってきたんだということですよ。

圧縮されたエッセンスが詰まっていますので、我々はよく分かるんですけども、それぞれの意味合いの重みが1行にも非常にあるんですよ。一般の人がバーっと見た時に、それがどう分かるかなというところはあるかも分かりませんね。いかがでしょうか。

多分、こういうようなステップを踏んで、きっちりこういう検討をしたのは、日本全国広しと言えども、青森県しかないと思いますよ。これはもう誇るべきだと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。佐々木先生、何かございますか。コメントがございましたら。

佐々木委員： コメントというよりは、よく整理していただいたなど。多分、協議会以外の一般の県民の方から見ても、具体的な内容までは分からないにしても、順を追って議論されてこの計画、構想ができたんだということが何となく分かるような整理になっているんじゃないかなと思います。私はこれでよろしいんじゃないかと思います。

古市会長： そうですか、ありがとうございます。

佐々木先生、3の(1)の環境再生の方向性等の整理というのがいいのか、何か検討経緯ぐらいの方がいいんじゃないかという気がするんですが、いかがでございましょうか。

佐々木委員：　そうですね、どういうプロセス、段階を踏んできたかということで言うと、今、先生がおっしゃったような表現の方がよろしいかと思います。

古市会長：　その後、検討経緯等整理結果という整理結果みたいなのが、入るのかどうか、ちょっとあれですけども、この辺を含めてちょっと県の方で御検討をいただけますか。

事務局　：　検討させていただきます。

古市会長：　よろしくをお願いします。

そしたら、次、4施策内容、個別の3つの大きな方向がございますが、自然再生、地域振興、それから情報発信、この3つの方向について基本的な考え及び県としての取組みについて御質問等ございましたらよろしくをお願いします。はい、大久保委員、お願いします。

大久保委員：　前回の提言と違って、これまで討議されてきた具体的な取組みが網羅されているので、かなり頑張ったなという評価をしたいと思っております。

しかし、全てが盛られているという印象も受けるわけで、実行をする上では県の財政状況から見ればかなり難しい、危うい状況になるのではないかなと思っております。

自然再生、地域の振興、情報発信について、県としての取組みが多々書いてありますけれども、国においても事業仕分けがあるように、優先度というものがあり得るものなのかどうか。基本的にそのスタンスをお聞きしたいと思っております。

古市会長：　大久保委員、これのそれぞれの県としての取組みの中の優先順位ということですか。それなりのお考えがあるのかどうか。いかがでございましょうか。

山田室長：　施策内容でその3本柱がございまして、それについて構想と県としての取組みということで整理してございますが、県としての取組みとして掲げてございますその事業につきましては、特に優先順位は考えてございません。並列的に考えてございまして、着手できる時期になれば速やかに着手していきたいと考えています。

古市会長：　大久保さん、お願いします。

大久保会長： 一番最初に、不幸な出来事を二度と起こさせてはならないというメッセージへとつなげるための取組みと、きちんと具体的に宣言しているわけですので、皆、期待していると思うんです。お金の掛かることもあるだろうけれども、お金を掛けないでやれる方法というのもあると思いますので、期待をしたいと思います。

古市会長： はい、いかがでございましょうか。

施策内容の一番大きな基本理念の構想は、要するにマイナスをゼロじゃなくて、ゼロからプラスに持っていくんだと。そここのところでかなり御苦労をされているわけですね。ですから、このプラスのものがどう実行可能であろうかというところですよ。

ですから、これは県民、関係者の熱意だけではなかなか難しく、それは当然、やはり財政的基盤が一番大事だろうと思いますので、その辺も考えながらやっていかないといけないと。できたらそれを知恵でカバーできる部分は、知恵で財政的な部分をカバーするなり、呼び込むなりできないかなということだと思っんですよ。

はい、他にいかがでしょうか。もう自由に御発言下さい。時間はいつもと違って十分ございます。

はい、藤川委員、お願いします。

藤川委員： 4ページの上の方で、「本事案のような不幸な出来事を二度と起こさせてはならない」というのが文章にあるのですが、起こさせてなのか、起こしてなのか、それがちょっと私、ちょっと引っ掛かってしまいました。起こさせてなのか、起こしてはならないのかと。

古市会長： 藤川さんのご理解はどう違うんですか。

藤川委員： 起こさせるということは働き掛けるということで、起こすということは自らそれをやるということなのですね。だから、そういう不法投棄は自らやっちゃいけないんだというメッセージだと思うんですよ。それは他者の方から、これはいけないんだよというのではなくて。

古市会長： おっしゃっているのは、対象は我々も含めて日本全体という意味でね。全日本、全世界の人々が起こしてはならないということですね。強く意識して、自覚してという意味ですね。自覚の意識ね。させてはならないではなしに。

藤川委員： 起こしてはならないというふうに私は感じました。すいません、言葉足らずで。

古市会長： そうすると何らかの言葉を加えて言った方がいいですね。

はい、御意見としてありがとうございます。

他にいかがでしょうか。せつかくの時間、本当に限られた時間で、今は自由な時間ですし、我々は発言しなければいけない役目なんですよね。ですから、是非この機会に発言して下さい。お願いします。

ありませんか。

はい、石井委員、お願いします。

石井委員： また、後からも同じような話になると思うんですけれども、4ページ目のところで、確かにこの計画、施策の構想と県としての取組みというのが下に2つ書いてある。その上に「施策の取組みや実現に当たっては、長期的な展望を要するものもあり、県単独のみならず、地元田子町、県民・国民、民間企業・団体などとの連携・協力」という文章があるんですけれども、例えば、これ、具体的に今後どのように連携や協力の場を持つのかとか、どういうふうにしてやっていくのかというところが結構大事なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺りはどのように考えてよろしいでしょうか。

古市会長： はい、この辺、いかがでしょうか。

山田室長： 現時点で確定的にこんな形で事業を実施していきますという考えは、実はまだ持っていません。例えばということで申し上げるならば、その事業を実行する際に実行委員会的なものを作りまして、その実行委員会的なものに県のみならず、地元や一般市民の方も加わる形があり得るのではないかと考えてございます。

古市会長： すいません、もう一度。どこに何を作るとおっしゃったんですか。

山田室長： 実行委員会的なものを作りまして、それを構成するものとして、もちろん県も入るし、地元の方にも入っていただく。そういったことで連携・協力の具体的な形ができてくるのではないかと考えてございます。まだこれは確定的に言えることではございません。

古市会長： 分かりました。何らかのそれを検討する場をお考えになっているということですね。何か他に。

石井委員： 人によって感覚は違うと思うんですけども、それを実行する段階でやるのか、その実行する前の段階からそういったものを詰めていくのか、いろいろな段階があると思うんですけども、その辺りも一緒に検討をしていただければと思います。その前の段階が大事かなと思います。

古市会長： 多分、今、石井委員がおっしゃっていただいたのは、1ページのところの3番目の施策のところ、「施策の具体化にあたっての詳細は、本計画を基に、別途、検討されるものである。」というふうになっていますよね。

それで、この計画は来年、すなわち21年度内に策定されますよね。そうすると22、23、24年と3年間あるわけですよ。この間に何かをしないと。

結局、先ほど冒頭に私も言いましたけれど、計画を策定したのは、策定という意味では終わりだけれども、これから始まるんだよという意味なんですよ。

9ページの実施スケジュールの概要をみますと、例えば土地活用の検討というのは22年度から実線が引いてあるので、例えばこの協議会が活動をしている期間中において検討をやると理解できるんですよ。

ですから、その辺のところも含めて、今、石井委員がおっしゃったこととは、どういうふうになりましょうか、どういうふうにと考えたらよろしいでしょうか。なかなかお答えしづらいですか。

事務局： ちょっとお答えになるかどうかですが、土地活用の検討ということですけども、施策の内容のところ、民間企業・団体等への情報提供とあります。

これは関係部局が、それぞれの立場で、それぞれのチャンネルを持っているいろいろな情報提供をしていくということになるかと思います。

その際に、単にこういう土地があるよというだけではなくて、先ほど、冒頭に会長がおっしゃった地域振興につなげていくような観点での情報を、積極的に、前向きに情報発信することにも意を用いていくことになるのかなと考えております。

古市会長： ちょっと私の言い方が悪かったので、必ずしも私の意図することと聞き手の理解が違うのかも分かりませんが、私は情報発信だけでは不十分だというふうに申し上げたわけです。

だから、単にメッセージを発するだけではなく、地元が元気になって、地域振興をして、元気になっていかななくてはいけないのではないですかということ

を申し上げたわけです。

そういう意味では、私が言いたいのは、4ページが一番下の施策の展開のところにイコール(=)がありますが、不法投棄を二度と起こさせてはならないというメッセージがイコール(=)なんですか。イコールということは、メッセージを発信するだけでしょう。情報発信というのは、大きな3つの柱として、自然再生と地域振興と情報発信なんです。だから、これだとメッセージを発信するだけなんです。それでいいですかという意味です。

山田室長： これは施策の展開としましては、4ページに概念的に書いてございますけれども、自然再生、地域の振興、そして情報発信の3本柱に基づいた県の取組みが記述をされておまして、これに基づいて事業を実施していくわけがございます。

そういった事業が、長期的なもの、県以外の実施主体によるものなど相まって不法投棄を二度と起こさせてはならないというメッセージにつなげていくという気持ちの思いを込めてこういう表現にしております。

古市会長： 思いはよく分かるんですけど、皆さん、そう理解できるかどうかというのは、抽象的だということはそういうことだと思うんですね。

どういうことかと言うと、情報発信というところでは、メッセージという話がありますし、地域振興のところにもメッセージというのがあります。

でも、メッセージと何々ということを書いているわけなんです。ここで、これをイコールで結んでしまうと、もうメッセージだけで終わるという話になっちゃうんです。

どちらかと言うとね、前回の議論というのはかなりメッセージ論になってしまい、抽象的な議論になってしまったんですね。それは理念としては、結構ですけれども、具体的に何をやるのか。22年度から24年度まで何をやるのというようなことも、やはり具体的に考えないと、これはやっぱり考える責任が我々協議会委員にもあると思うんです。今までやってきたわけですから。

だから、その辺のところを御意見いただければという思いもありまして申し上げたのです。

石井委員、お願いします。

石井委員： 先ほど事務局のお話を聞くと、これからは青森県でいろいろこうやって頑張ってやっていきますよというお話で、それはそれでいいと思うんですけども、県だけがやっぱりやるのではなくて、皆でやるというのが大事だと思うんです。

僕の個人的な思いで言えば、計画を作って、そのまま旅立ってしまったら、

それでもう終わりなのかという感じがあります。できれば皆で一緒に汗をかいて、少しでもいい方向にできたらいいんじゃないかという気持ちは、皆さん同じではないかなという気はするんですね。

52 ページの所掌事項の中に、この協議会の中には環境再生の検討というのがありますので、そういった観点の中で我々協議会のメンバーとして検討に関われるような場合もあるし、又はこの協議会以外の団体のいろんな方と交わりながら議論をするということが、活性化だと思えるんですね。

だから、そういうような組織というか、仕組みというのがあればいいんじゃないかなと、個人的にはそう思います。

1 番目としては、協議会の役割はこれからどうなるのかということと、2 番目はそれが広がるような組織があるのかどうかということですね。

古市会長： それは協議会の役割としてどうコミットメントするか、それと今後のあり方ね。いかがでございましょうか。

山田室長： 今回、計画に掲げてございます施策の構想なり、あるいは県の取組みで様々な事業が今後想定されてくると思います。そういった事業の種類、その事業の対象といったもので必要な場合には、先ほど私が申し上げましたけれども、例えば実行委員会的なものを作って、実行委員会で検討をしていくでありますとか、それから必要であればもちろんこの協議会にも御相談を申し上げますし、事業の経過について御報告を申し上げ、その際に御意見をいただくということも出てくると考えてございます。

古市会長： 石井委員、いかがですか。

石井委員： 分かったような、分からないような気がするのが正直なんですけれども。他の方の意見もあれば。

古市会長： 他の方。宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 先ほど別途検討されるという部分にこだわったのですが、今のお話を聞いてみると、やっぱり、この検討される部分に私どものこの協議会も含めていただくわけにはいかないものかなという思いがしております。

そのことでまず1つ。

古市会長： 要するに、実行委員会的なもの、それはどこにどういう形で置かれるか分かりませんが、それに本協議会のメンバーも何らかの形で関わりたいという御意見ですね。はい。
いかがでございましょうか。

山田室長： それについては今後検討させていただきたいと思います。

古市会長： はい、いかがでございましょう。
どうぞ。

宇藤委員： 別の項目ですが、実は9月の協議会の時点で、田子町として自然林造成に向けて広葉樹のポット苗を養成しているというような文面も県に提出しました。
計画案の9ページの植樹のところを見させていただくと、水処理施設稼働終了の時期にならないと植樹の計画が進まないというように見受けたんです。
町ではなるべく原状回復が終わるその時期に合わせて、県に町としてできる部分で協力したいという思いからそういうことを始めたと思うのです。
そこら辺についてのお考えは、いかがなものでしょうか。

古市会長： はい、お願いします。
いいですか、質問内容、理解しましたか。

山田室長： 今の宇藤委員から御指摘いただいたのは、実は9月の前回協議会に向けて各委員の方から書面で御意見をいただいたその中に、田子町長の松橋委員の意見に情報提供部分がございました。
それが広葉樹のポット苗、30,000本～35,000本を作ると。それで、平成23年度末に県に譲渡したいという御意向をいただいております。
それを承知しております、一方で、植樹がいつからできるのかというのが現時点でなかなか見通しにくい、平成23年度末で譲渡を受けても、平成24年度から直ちにそれを植樹できるのかということが、現在なかなか明確に見通しにくい状態でございます。
その結果、譲渡いただいて植樹するまでのポット苗の扱いがどうなるのか、これは検討しなければならない課題だなと受け止めてございます。その件につきまして、今後どうするのか、十分御相談申し上げていきたいと考えてございます。

- 古市会長： よろしいですか。
他にいかがでしょうか。松橋委員、いかがですか。何か御意見ございますか。
- 松橋委員： 今のことに关しますけれども、スケジュールを見ますと、私達は撤去してすぐ植樹にかかるものだと思って、先ほどの 35,000 本の話もしているわけです。
これを見ますと、ここに点線があつて、撤去後の 25 年になるのか、又は 26 年になるのか分からないという不明な点があるということで、これはどう解釈すればいいのか、どれくらい待てば植樹が可能になるのか。
- 古市会長： かなり具体的な問題になってきまして、他の問題と横並びでいくと、植樹だけが先行していくようなお話になってしまうのですけれどもね。
これもやっぱり検討事項で横並びで、優先順位じゃなくて可能なところから始めましょうというお話ですから。ですから、そういう意味ではそのお答えがいただけるようだったら、他のものについても具体的なお答えをいただきたいと思うんですけれどもね。いかがですか、可能ですか。
- 松橋委員： もう 1 つ、先ほど地山の状況の写真をを見せていただきました。その状況で本当に植樹ができる状態なんですか。この茶色っぽい地山の状況で。
そうではなく、もう少し土を盛って、地すべり防止というか、それをしなければならぬのではないのかなと思います。
そう思いますと、この計画のスケジュールの中にその地山作りという項目がないというのをどう見ればいいのかですね。
- 事務局： 今、地山作りというお話でしたけれども、当然その植樹、あの土の状態で植樹が可能かどうかというのは、おそらく直感的にはどうかなという部分があると思います。
そういう意味で、どういうふうにその基本を作っていくかということは、当然、今、この表でいくと準備という中で検討をしていくという考えです。準備に含まれているということです。
- 松橋委員： でも、この写真を見ますと、とてもじゃないが植林できるような状態の土ではないなと思いますけれども。
- 事務局： はい、植林が可能かどうか、可能でないとすればどういう手立てができるのか、そういうことの検討をこの準備の期間の中でこれからやっていきたいという意味です。よろしいでしょうか。

古市会長： その辺の別途検討というのをどこですか。

それで我々の協議会委員がコミットできるのかと、やっぱり心配なんですよ。

皆さん、一生懸命議論をされてね、別途のところで議論をされて、「いや、それは、そんなのできませんよ」と言われたら、「そうなの」で終わっちゃいますからね。

だから、やっぱり何らかの形でリンクしてやっていかないと、これは難しいのではないかなと思いますよ。少なくとも24年度までは。それ以降はちょっとね、この協議会自身が無くなる可能性があるから。

それと、福士委員の方から、先ほど代読いただきましたように貴重な御意見をいただいております。今日、実は学識経験者委員の西垣先生、井上先生、それから福士先生の3人の先生方がおられないので、そちら方面からの御意見がなかなか出にくい部分がございます。ですから、ちょっとそちらの方々の御意見もいろいろお聞きしたいなと思います。

福士委員の方は、要するに情報発信のところで貴重な役割をする、重要な役割をする水処理施設ですよ。

これが稼働期間内、要するに24年度では終わらないけれども、半永久ではないから、稼働期間で終わっちゃったら発信できないから、是非半永久的に展示公開して下さいという御要望ですよ。そうですね。

植林等も、整備を行った跡地についても、また別途の地域振興の跡地利用にしましてもね、これについても青森県から移譲すべきことを考慮されたいかがでしょうかという御提案ですよ。

このようなことと、それとかなりこれは厳しいですけど、後世に残る名文を作成して下さい。これは文学的な才能がないとなかなか。

いや、多分福士先生がおっしゃっているのは、やはりその前の部分もありますから、これも回復宣言だとか、それから全日本、全世界ということも踏まえての問題ですね。

これはそれだけやはり意味がある事業であって、歴史的な非常に重要な局面にいらるところであるんだと。この発信の仕方によっては、その伝え方が全然違いますと。そのぐらいの思いがあって、多分そういうことを名文としてというお気持ちだと思うんですよ。

だから、これはそういう意味で深く肝に銘じて、我々もそういう一翼を担うべく、しっかりやっていかななくてはいけないんだなというふうにお聞きしていますけれどもね。

あと、西垣先生とか井上先生、前回いろいろおっしゃっていただきましたので、またお聞きしたいなとは思いますが、ですけどもね。

はい、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 今、古市先生がおっしゃったのとも関連しているのですが、福士先生が書いて下さったこの文面を見て、9ページの資料展示というところがその水処理施設稼働終了の時点で矢印が終わっているのですが、ここの部分をもう少し、小田委員もおっしゃっていましたが、長く続けて欲しいという意味も含めて資料展示の矢印をもっとずっと長く伸ばして欲しいのですが。

そういう希望はいかがなものでしょうか。

古市会長： これ、何で、中途半端に24からになるのですか。これは22でも、24でも、これだと一緒のような意味がしますけれどもね。

引かないのだったら25からでいいし。

山田室長： このスケジュール表について、9ページの冒頭にも書いてございますように、県の取組みのスケジュールでございます。それで、県としてできる最大のところは、この資料展示については水処理稼働期間までということでございます。

それと、実線の24年度、原状回復完了する前から引いてございますけれども、これはできるだけこういった資料展示施設の意義というものを、非常に重要であるということ踏まえまして、できるだけ早い時期からこういったものを公開しようということで、こういう実線を平成24年度から引かせていただいています。

古市会長： ちょっと補足、宇藤さんの思いを代弁、私がする必要ないかもしれないですけども、この水処理施設を閉鎖するというのは決定事項なのか、それとも別途検討をするようなところに入れていただけるのか、その辺はいかがなんでしょうかという思いもあるわけですね。その辺、いかがでしょうか。

山田室長： これらいずれの取組みについても具体的な事業の内容、進め方については別途検討をすることになりますけれども、今回の再生計画は、基本計画的な性格のため、ここまでの記述が限度かなということで考えてございます。

古市会長： 9ページの最後に書かれておられます「現時点で当該施設の稼働期間は未定であるため、概ねのスケジュールとして示すものである」ということで、その辺は含みがあるわけですね。

そういう理解でいいですか。日本語というのはちょっと含みがありすぎて、まだ、決定的にもうこの期間中で終わっちゃうということでもない解釈していいんですか。

山田室長： 結果がどうなるかということにつきましては、それはなかなか確定的に申し上げられませんが、この水処理施設を活用しての資料展示の前提となるその水処理施設の稼働をどうするのかということについては、当然別途検討をすることになります。

古市会長： はい、じゃあ別途検討をする項目に入っているというふうに理解してよろしいですね。ありがとうございました。
では佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 今の件に関係するんですけれども、7ページの県としての取組みの最初の項目の中に、今の水処理施設を活用した資料展示公開、原則として稼働施設期間内とするということを、県としての取組みの中に書くと、こう書かざるを得ないのかもしれないので、浸出水処理施設の活用というのを上の方に持っていったらどうなんでしょうかね。それで、県としての取組みは浸出水処理施設活用の検討ぐらいにしておいて。はっきりその当たり、出した方がいいんじゃないかということが1つです。

それからもう1つ、9ページのスケジュールの概要のところですけども、確かに点線のところは準備期間ということなんですけれども、視覚的に見て、ほとんど何かやらないように見えちゃうので、線の太さを少し細くして、実線で書いたらどうでしょう。これは感覚的なものですけどもね。

それからもう1つ、5番、実施スケジュール概要と書いてあり、ずっと文章を読んでいくと県としてのスケジュールなんです。だけど、パッと見ると、県だけではなくて全体のスケジュールのようにも見えてしまうので、5の表題のところに県の実施スケジュール概要というふうに限定して書いた方がいいんじゃないかと思います。

古市会長： はい、ありがとうございました。

5のところは、本当に県としての取組みと最初書いてございますけれども、タイトルとしても県としてのというふうに入れたらどうかというのが佐々木委員の御提案ですね。

なおかつ、計画策定された後の22年から24年、場合によったらそれ以降、これについても検討をする期間なんだから、それも含めると点線ではなく、細くても線だろうという御意見ですので、ちょっとまた御検討下さい。

それと今、大事なことで7ページのところ、要検討とするのでしたら、県としての取組みのところ、原則としてというのが入っていますけれども、施設稼働期間内とすると断定的におっしゃっていますのでね、これは外したらどうか

ということですよ。そういうことですね。県の取組みの中で入れるんじゃないか。上ではどういうふうに書いたらよろしゅうございますか。

佐々木委員： 浸出水処理施設の活用というのを、資料の展示公開の下に入れればいいんじゃないかなと思いました。それと、県の取組みの中には、今の水処理施設活用の検討という表現でおさめておくということにしてはどうでしょうか。

古市会長： 資料の展示公開のところですか。

佐々木委員： ええ、その後に今の水処理施設の活用というふうに。県としての取組みは活用の検討という程度でおさめておくと、県は受け入れてもらえるのではないかという気がいたします。

古市会長： なるほどね。構想としてはそういうのがあるけれどもということですよ。その辺はいかがでしょうか。

事務局： 今のいただいた御意見3つ、その水処理施設についての活用についての構想と県の取組みとしての書きぶりが1つでございますね。それから9ページのスケジュールの点線を工夫すべきであると。それと表題にはっきり県のスケジュールというぐあいに明確にすると。この3点。検討させていただきたいと思えます。

古市会長： はい、ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
澤口さんの後、大久保さん、よろしく申し上げます。

澤口委員： ここ2回ばかり、ずっと頭がもやもやした感じにいるんです。
1つ皆さんにお聞きしたいんですけれども、この次の段階としてパブリックコメントですか、それを始めるということですが、それが一体どういう意味を持つものなのか、それに対してこの県の案がどういう形で持っていくのかなというのが分からないのですが。
どなたからでも結構なんですけれども教えて下さい。

古市会長： 澤口委員の御意見は非常にもっともで本質ですね。この案が今ここで検討をして、いろいろまた修正があるかも分かりません。それを踏まえてパブリックコメントをしますよね。その後、県としてまた何らかの対応をされて、次回に

ここに最終案が出てくるはずですね。それに対して、どう我々が対応をするかというところを少し県の方からお考えをお聞かせ下さい。そこがポイントなんです。

事務局： スケジュールの流れ的にまず御説明しますと、本日の計画案についていろいろ御意見をいただきました。それについて見直しをする部分があるのかどうか、検討をさせていただいて、また再整理をまずするということになります。その上でパブリックコメントという流れになります。

このパブリックコメントというのは、この環境再生計画だけに関わるものではなくて、県がいろいろ計画を作っているわけですが、それについてそれぞれ県民の意見を聞いて、最終的に県民の意思を反映させた形の県の計画にするという趣旨でございますので、県全体の制度の中で実施するという位置付けであります。

この環境再生計画について言えば、これまで協議会の意見を踏まえていろいろ案を作ってきました。それを今度は県全体に広げて県民からの意見を聞くということになります。そして、その県民からの意見がいろいろ出てきた場合には、その意見について県としての考えを整理し、見直しが必要であればしすし、県としてはこういう考えだということでそのまま原案のとおりにするとなればそういう取扱いにします。

そういう形で本日の協議会の協議、それから次のパブリックコメント、それを受けて県の最終計画案として次回の本年度最後の協議会に御提示したいと思っております。その案について、最終的には県が策定する計画でございますので、県境再生推進本部の付議を経て計画策定という流れになると考えています。

古市会長： いや、ですから大事なところは、その最終計画案と本協議会との関係はどうなっていますかという質問ですね。

いや、具体的に言うと、聞き置くという話なのか、了承なのか、承認なのか、どういう関係なんですかということです。

山田室長： 先ほどのパブリックコメント、ちょっと補足をさせていただきます。

県ではいろいろ計画を作るわけですが、出来上がった計画が、いきなりこれが計画で決まりましたではなくて、計画案の段階で公開をして、それに御意見をいただくという一つのステップを踏む。それを経て計画が定まるというようになり、県がいろいろな計画を定める場合の手法でございます。

それで、そういったパブリックコメントを通じて提出された意見については、それに基づいて修正をするのか、しないのか、いずれにしてもきちっと考え方

を整理した形で、これも公表します。それを経て最終案として協議会に次回提示を予定してございますけれども、次回の協議会では、できますものであれば、県でお示しをする最終案について御了承をいただきたいと考えてございます。

古市会長：　ということは、御了承なんですね。了承ですよ。

ということですが、いかがでしょうか。

パブリックコメントをするというのは、情報公開の時代において、一般的に県民、国民の意思を反映するというのは当然のプロセスですね。その後、この協議会とどう関係するかという点については、最終案については了承するという形を取りたいとおっしゃっているわけですね。

よろしゅうございますか。はい。

大久保委員、お願いします。

大久保委員：　先ほどから浸出水処理施設の話が出ていたんですけれども、8ページの現場イメージ図を見ますと、産業廃棄物が撤去されていくわけですが、多分そうしますと遮水壁も撤去されるだろうと思っています。そうしますと、表面を流れてくるものは地山だけなのかどうか、具体的な予測はどういうふうにご検討おられるのでしょうか。

古市会長：　遮水壁も取り除く、その辺はいかがですか。

山田室長：　これは現時点でどうするのかという計画、見通しはございません。何らかの工夫が必要かなということでは考えてございますけれども、原状回復が完了するまでまだ多少時間がございます。その時間を利用して慎重に検討したいと考えてございます。

大久保委員：　そうしますと、浸出水処理施設がずっと長く稼働しなければならない状況も生まれるかもしれないし、表面だけ流れて全然汚濁が進んでないよという水であればもう撤去するということにもなり得るということでしょうか。

山田室長：　そのような可能性もあると考えています。

古市会長：　いずれにしても、原状回復後の遮水壁のあり方というのは根本的に考えないといけないですね。そう思います。この協議会、あと3年ございますので、是非議論したいと思いますね。それによって随分違いますよね。大久保委員のおっしゃるとおりだと思います。石井委員、お願いします。

石井委員： 福士先生のお話に戻るのですけれども、福士先生のおっしゃられていること、もっともな話で、いろいろ今後検討をするということだとか、あとは名文を作成するだとか、いろいろあると思うんです。

それで7ページのところの情報発信を見ても、例えばアーカイブスと浸出水処理施設にある資料展示は、実施するに当たっては、どこが違うんだとかといういろいろな疑問が出てくるんですね。

後は、名文を作るにはどうしたらいいんだということで、名文作成委員会でも作るのかとかという話になってくるので、やっぱりこれから具体的に進める上での何らかの、例えばこれは情報発信だけじゃなくて自然再生、地域の振興、それから情報発信のそれぞれに対してやっぱり一歩進めるための、何かそういった検討グループがあって、そういうのが例えばこの9ページの22、23年度から24年度にそれぞれ張り付いて、少しずつ準備を進めていくという形に計画が終わっておかないと、やっぱりこの計画が、さっきの点線と細い実線の違いの話ではないのですけれども、何かつながっていくような感じがしないですよ。だから、できたらそういったところを、どこまで書けるのか分かりませんが、検討していただければと思います。

古市会長： もう少し具体的に言っていただけますか。

石井委員： 具体的に言うと、昨年度に佐々木先生が部会長をやられたような、そういった提案審査部会というのを作ったので、例えばそういった部会を作るだとか、いろんなそういうやり方があると思うんです。

協議会でできる範囲で何らかのコミットはできないだろうかというのが僕の提案です。

古市会長： はい、分かりました。

今のことに関して、はい、宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 関連してですが、前にも植樹のことに関しては、その植樹に関する専門家のお話を聞いたらどうかとか、協議会でもできるような内容のことがあったように感じております。何か、今の話をお聞きしていると、協議会そのものが何か骨抜きにされるんじゃないかなというのがちょっと心配なんです。

この協議会はすごく大事だと思って参加してきましたが、協議会でもう少し協力できるというか、水のことに関しては大久保委員が専門的だとか、そういうのも含めてもう少し私達の協議会を活用していただきたいというのがお願いです。

古市会長： 分かりました。ありがとうございました。

今、石井委員と宇藤委員の御意見は、要するに、せっかく今まで関わってきたし、それなりの御提案をしてきたんだから、本協議会の中に前回の佐々木先生が部会長をされた環境再生提案審査部会のような何か検討をする部会を作られたらどうかと、あと3年間あるわけですからね。

ちょっと、そういうことはまずないと思うんですけど、骨抜きにならないように、しっかりと骨ばって、我々もお力になりたいんだと、前向きにね。

これはそういう意味でしょう、力を貸したい、一生懸命やりたいんだという意味で善意に解釈していただきたいと思うのですが、そういう部会を御検討いただけないでしょうかというのが今のお願い、コメントだと思います。

山田室長： 今のお二方の御意見につきまして、どういった形になるのかというのは確定的に申し上げられませんが、検討させていただきたいと思います。計画への記述も含めて検討させていただきたいと思います。

それから骨は絶対に大事にいたしますので、これは念のため申し上げておきたいと思います。

古市会長： ありがとうございます。お力添えのほど、ありがとうございます。非常に骨のある御発言だったと思いますので、よろしくをお願いします。

時間がまいりまして、私今日は日帰りなものですから、4時25分の飛行機で帰らなくてははいけません。まだまだ議論をしたいのですが、この辺で閉じさせていただきます。

まだ、その他事項等が、次回のこともございますので、ここの部分はこれで、今日の協議事項はこの辺にしたいと思います。本当に非常に御熱心に本質的な御議論をいただきましてありがとうございました。非常に前に進んだように思います。

では事務局の方から御報告をお願いします。

事務局： 資料6を御覧下さい。第31回協議会の開催についてです。

お配りした資料、ミスプリがございまして、開催日時、平成21年と書いていますけれども22年に御訂正をお願いします。平成22年2月20日、土曜日、13時～15時までということで、会場は同じこの場所を予定しております。

以上です。

古市会長： 次回は、2月20日です。

例年、この時期大雪が降りまして、飛行機が飛ばないことがよくありますので、前日から準備して参り、絶対開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

じゃあ、その他、いかがでございましょうか。

特段、最後に何かこれだけは申し上げたいということは、ございませんか。よろしいですか。

そうしたら、無ければこれで終わりですが、ちょっと時間超過しました。

私に取りまとめるまでもなく、非常に本質的なことをいくつか言っていて、それで検討をしますということをおっしゃっていただいていますので、あえて繰り返しません。検討しますというふうに、しっかりと骨のある御回答をいただきましたので、それで代えさせていたいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それではマイクをお返ししますので、よろしくお願いいたします。

司会： 古市会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様にも、御熱心な御協議をいただきまして感謝申し上げます。

それでは、以上をもちまして第30回協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。